

令和7年度大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

大阪府の取組状況と今後の方向性

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

1-①. 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

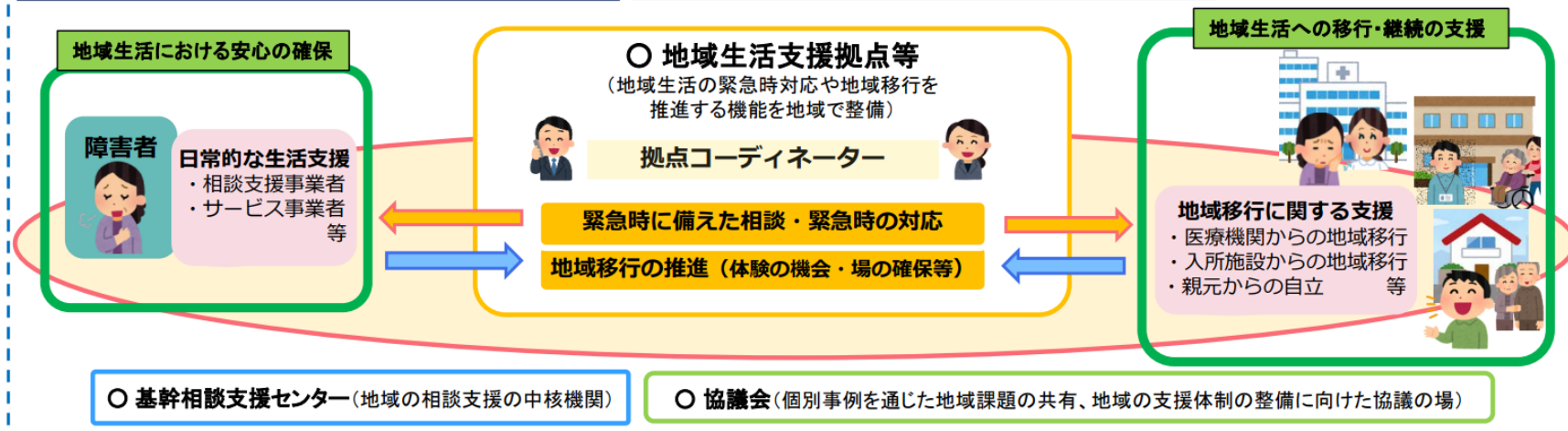
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

1－②. 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号）

3 地域生活支援拠点が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

2-①. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

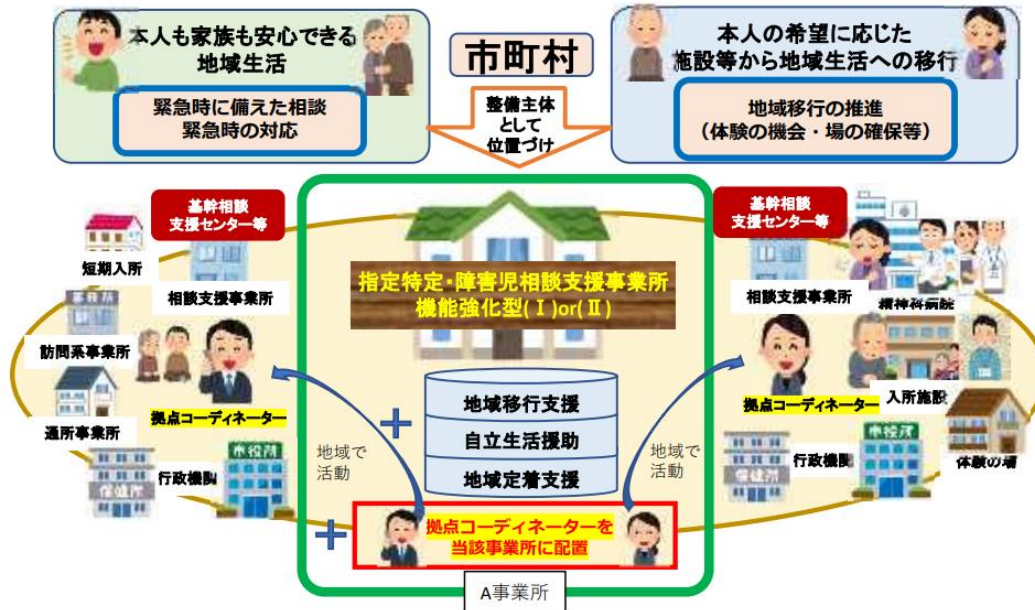
【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



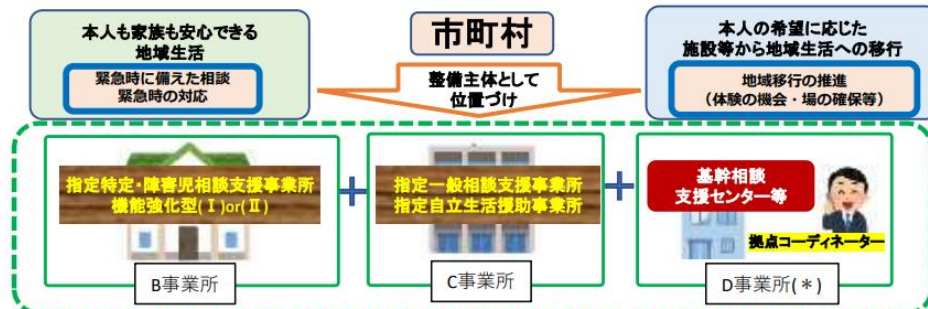
2-②. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月 までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

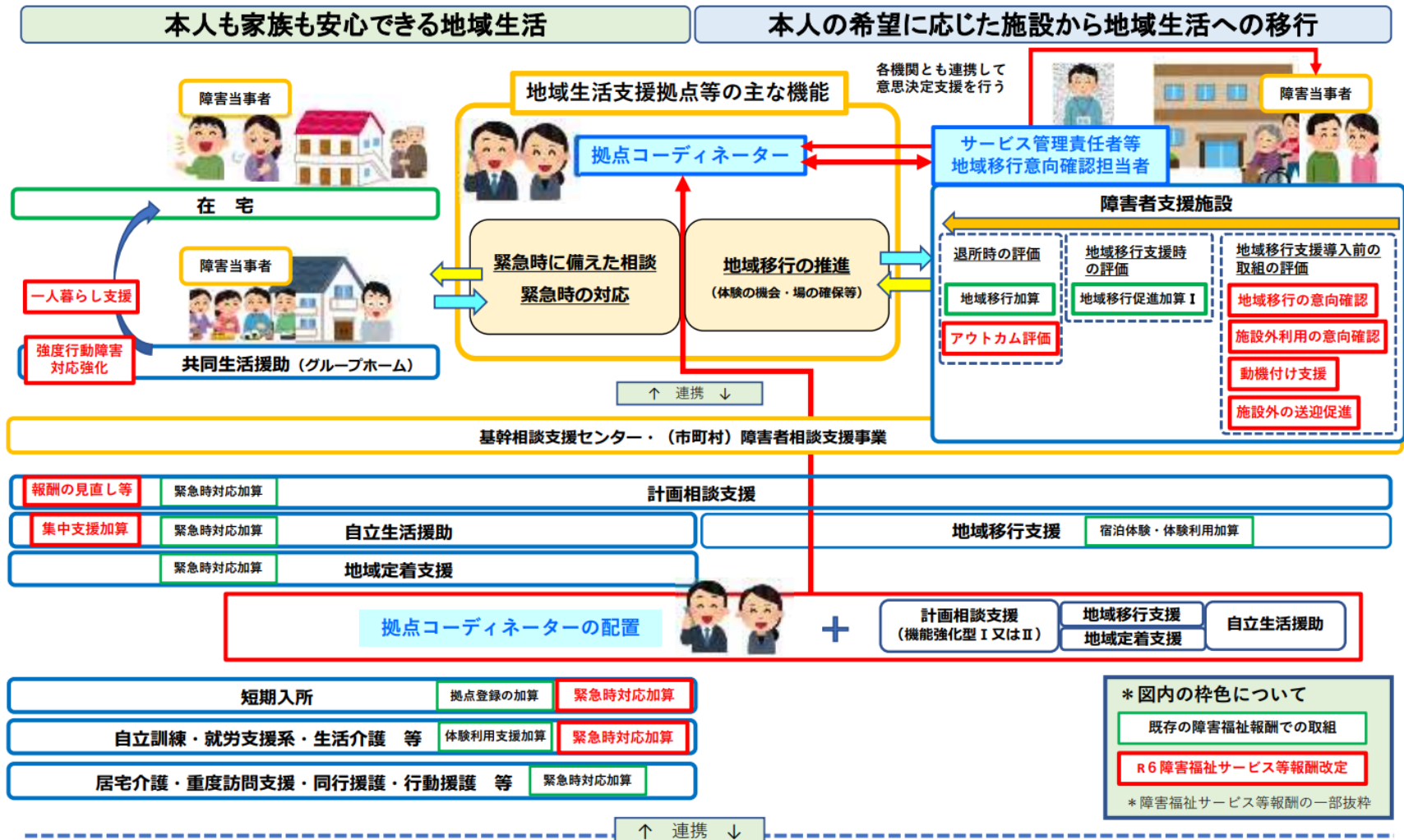
* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

3-③. 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）



2. 拠点整備、運営にあたっての市町村の役割

- ◆緊急時に備えた相談及び緊急時の対応や地域移行の推進の機能を担う地域生活支援拠点等を地域の実状に応じて整備

【地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実】

- ・地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障がい福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障がい福祉サービスの整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、**地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。**
- ・地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障がい種別、障がい特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、**地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況が充分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障がい者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備する必要がある。**
- ・当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障がい福祉計画とも調和が保たれたものとして行うことが必要である。

＜障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和5年5月19日告示)より＞

※厚生労働省ホームページ：mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638_00002.html

3. 府の役割

◆市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助

- ・施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障がい福祉計画との調整を図る。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う。
(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針より)

【府のバックアップ機能としての取り組み】

年度	取組内容
平成28年度～	◆ 基盤整備促進WGにおいて、地域生活支援拠点等の整備促進の議論
平成30年度	◆ 都道府県ブロック会議を開催。(厚生労働省・兵庫県・京都府と共催、他府県の整備事例の紹介、市町村間での意見交換)
令和元年度	◆ 基盤整備促進WGにおいて、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を発出 まず取り組むべきこととして、対象者を事前に把握するとともに、緊急時にかかる相談受付を可能とし、その際の支援のながれを明確にしておくこととし、そのための手法として、 ①緊急時の定義づけ、②登録制の導入、③緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築を提案
令和2年度	◆ 未整備の市町村及び取組みの進んでいる市町村へヒアリング実施（現在も継続） ◆ 取組みの実態や課題をききとり、好事例があれば会議の場で情報共有
令和3年度	◆ 拠点業務を担当する各市町村担当者が一堂に会し意見交換を行う会議を開催（R3オンライン、現在は集合形式で継続） ◆ 各機能ごとの取組み状況についてアンケートを実施し、上記、意見交換会で共有
令和4年度	◆ 府ウェブサイトにて各市町村の整備状況を公表、「検証・検討の実施」について市町村アンケートを実施し結果を共有 ◆ 市町村の拠点担当課及び連絡先を集約し府ウェブサイトで公表 ◆ 大阪府自立支援協議会から報告書「地域における障がい者等への支援体制について」の発出（提言）
令和5年度	◆ 「検証・検討の実施及びコーディネーターの配置」について、市町村アンケートを実施結果を共有 ◆ 府ウェブサイトにて各市町村における検証・検討状況及び公表状況を掲載
令和6年度～	◆ 「拠点コーディネーターの配置及び検証・検討の実施等」について、市町村アンケートを実施し、意見交換会で共有

4. 令和7年度地域生活支援拠点等に係るアンケート結果（概要）

問1-1. 地域生活支援拠点等の整備状況と担っている機能について

- ◆令和6年度に2市町が新たに地域生活支援拠点等を整備し、令和7年3月末時点で、府内43市町村のうち41市町村が整備済み。また令和7年4月に1市が整備したことにより、未整備は1町。
- ◆令和7年4月で整備済の42市町村のうち、全てで緊急時の受入・対応について備えている。一方、体験の機会・場の機能を備えている市町村数は、31。

府内の整備状況（整備年度についてはR6国調査より）
※令和7年4月1日時点（整備済42市町村、未整備1町）

整備年度	箇所	市町村名
H28年度	2	豊中市、吹田市
H29年度	4	堺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市
H30年度	2	守口市、能勢町
R1年度	9	大阪市、高槻市、大東市、門真市、島本町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村
R2年度	15	岸和田市、池田市、貝塚市、茨木市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、熊取町
R3年度	5	八尾市、松原市、交野市、阪南市、岬町
R5年度	2	泉大津市、枚方市
R6年度	2	泉佐野市、田尻町
R7年度	1	泉南市
整備予定	2	忠岡町(R8)

府内の整備状況(備えている機能) ※令和7年4月1日時点

備えている機能			
①相談	③緊急時の受入・対応	②体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成等
38	42	31	30

※令和6年度より、拠点等の担う機能のうち「地域の体制づくり」については、④「専門的人材の確保・養成等」に「地域の実情に応じて創意工夫により付加する機能」として追加されています。

問1-2. 緊急時の支援が見込めない障がい者等の事前把握・登録について

- ◆整備済42市町村のうち、緊急時の支援が見込めない障がい者等の事前把握・登録を行っているのは16。
- ◆事前把握・登録を行っている市町村の把握・登録方法では、「ホームページや広報誌等で本人や保護者へ周知して公募」や「担当の相談支援専門員が登録の必要性等を判断して選定」としている市町村がそれぞれ5。
- ◆事前把握・登録を行っていない市町村では、事前登録をせず広く受け入れられる体制を構築しているといった回答や、人員不足により登録の体制が整っていないといった回答があった。

緊急時の支援が見込めない障がい者等の事前把握・登録

事前把握・登録の有無	市町村数
事前把握・登録をしている	16
事前把握・登録をしていない	26
合計	42

（事前把握・登録をしていない理由）

- ・R7年度から緊急時の短期入所の利用は、事前登録不要で利用可能とし広く受け入れられる体制を構築したため。
- ・災害時要援護者名簿制度とのすみわけの課題や登録制度の運用方法について議論ができていない。
- ・事業所を登録制としているため。
- ・緊急案件があれば、その都度対応するといった体制になっている。
- ・サービス利用している場合、必須である相談支援専門員が状況を把握しているため。
- ・事前把握・登録を行う運営体制まで整備できていないため。
- ・人員不足。等

事前把握・登録方法

事前把握・登録方法	市町村数
a. ホームページや広報誌等で本人や保護者へ周知して公募	5
b. 関係機関が参加する会議等で、規定した基準に該当する対象者を選定	3
c. 担当の相談支援専門員が登録の必要性等を判断して選定	5
d. その他	3
合計	16

（その他の内容）

- ・希望者やその家族等が要支援者名簿に登録。
- ・社会福祉協議会との連携を図っている。
- ・a及びbで対応している。

問1-3~4. 緊急時の受入れとして確保している居室や訪問系サービス等との連携について

- ◆緊急時の受入れ先として確保している居室数の回答があった市町村は28。左記以外の市町村では、「事業所登録は行っているが居室数までは把握していない」等の回答があった（調査回答及びヒアリングより）。
- ◆居室を確保している受け入れ先の障がい福祉サービス事業所としては、短期入所事業所が最も多い。
- ◆緊急時の受入れ先として高齢者施設や医療機関の居室の確保もあった。
- ◆居宅介護事業所や医療機関との連携もあり、訪問看護ステーションに看護師等の派遣を委託しているところもあった。

緊急時の受入れ先として確保している居室数について（複数回答）

受入れ先	市町村数	確保居室数
短期入所事業所	13	46室
グループホーム	4	20室
障がい者支援施設	7	9室
高齢者施設	3	5室
医療機関	1	1室
その他	8	20室
合計		101室

（具体的な内容）

- ・市老健 1 箇所に必要時相談可としている。
- ・通所介護、地域密着型通所介護。
- ・ショートステイ（高齢者施設、医療機関）

（具体的な内容）

- ・事業所登録を行っているが居室数までは把握していない。
- ・通所施設、相談支援事業所。
- ・短期入所施設等への依頼により確保。
- ・障がい者支援施設、高齢者施設、医療機関との協定を結んでいるが確保ではない。等

緊急時の訪問系サービス等との連携

連携先	市町村数（延べ数）
居宅介護事業所	4
医療機関	4
その他	4

（主な連携内容）

- ・不定期に訪問し、見守りを兼ねた関わりを依頼。（居宅介護事業所）
- ・医療的ケアが必要な場合の看護師等の派遣について訪問看護ステーションへ委託。（医療機関）
- ・本人が利用する事業所支援員等が利用者宅等で支援する緊急時人員体制事業を実施。（その他）
- ・状況に応じて、相談支援専門員や委託相談支援員の訪問。（その他）

問1-5～6. 夜間・休日を含む24時間の緊急時の相談体制や受入実績について

- ◆夜間・休日を含む24時間の緊急時の相談体制を整備している市町村は29。
- ◆夜間・休日の緊急時の連絡窓口は市町村が最も多く16。次いで基幹相談支援センター・委託相談が多く15。
- ◆令和6年度の緊急時の受入れについての実績は、受入れ要請件数が0件の市町村が28。
- ◆全市町村の受入れ件数の総数は114件。

夜間・休日を含む24時間の緊急時の相談体制

24時間の相談体制の有無	市町村数
24時間の相談体制あり	29
24時間の相談体制なし	13
合計	42

夜間・休日の緊急時の連絡窓口（複数回答）

連絡窓口	市町村数
市町村	16
基幹相談支援センター・委託相談	15
対象者の担当相談支援専門員（計画相談等）	1
緊急時の受入れ先事業所（短期入所事業所等）	2
その他	3

令和6年度の緊急時の受入れ実績

受入れ要請件数	市町村数	左記要請件数のうち受入れ実績
0回	28	0回
1～2回	5	1～2回
3～5回	2	3～4回
6～9回	4	6～8回
10回以上	3	10回以上
合計	42	（全受入れ件数）114件

（その他の主な内容）

- ・指定管理法人への委託。
- ・市町村で受け付け、場合により基幹相談支援センターにつなぐ。（24時間体制は取っていないが対象者の相談支援専門員等が対応している。）等

問1-7～8. 入所施設や精神科病院からの地域移行にかかるニーズの把握方法及び頻度について

- ◆入所施設からの地域移行にかかるニーズの主な把握方法として回答があった市町村は36。
- ◆具体的な把握方法は、「療育手帳や障がい支援区分の更新のタイミングで把握」という回答が最も多く、15。頻度は1年に1回という回答から、期間が長いものは3年に1回という回答があった。
- ◆精神科病院からの地域移行にかかるニーズの主な把握方法として回答があった市町村は27。
- ◆具体的な把握方法は、基幹相談支援センターに配置された地域移行コーディネーターによる把握やにも包括ケアシステムにおける把握等の回答があった。

入所施設からの地域移行にかかるニーズの主な把握方法

把握方法	市町村数	頻度
モニタリング会議のタイミングで把握	8	年1～4回
療育手帳や障がい支援区分の更新のタイミングで把握	15	1～3年に1回
その他	13	年1～6 または頻度不特定
合計	36	

※複数の項目に回答があった場合は頻度の高い項目を集計

(その他の主な内容)

- ・地域移行体制整備事業の取組として、市内入所施設を基幹相談支援センターに配置する地域移行コーディネーターが訪問。施設内交流会や施設間の職員交流会等を実施しており、これらの取組を通じて、地域移行にかかるニーズ把握を行っている。
- ・地域移行部会（身体・知的）で入所施設にアセスメントシートの記入を依頼。
- ・計画相談や施設等からの相談による把握のため、頻度は随時。等

精神科病院からの地域移行にかかるニーズの主な把握方法及び頻度（把握方法として回答があった市町村数 27）

- ・職員が病院を訪問し、ピアサポーターと協働した地域移行の啓発研修の開催や個別相談時に、ニーズ把握を行っている。（月1回）
- ・地域移行体制整備に向けた総合調整を行う地域移行コーディネーターが基幹相談支援センターに配置されており、精神科病院を訪問し、普及啓発、地域移行支援への助言を定期的に行っている。また、対象者には茶話会やアンケート等でニーズ把握を行っている。頻度は月に複数回実施。
- ・自立支援協議会に設置の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会等により把握。（月3回）
- ・にも包括ケアシステムにて精神科病院に確認。（年4回）
- ・大阪府下の精神病院宛てに配布物やポスターを送付し、ニーズを把握している。（年1回）
- ・退院の目途がたったときに病院のCSWと連携をとりニーズを把握している。定期的に何カ月にも1回等の決まりはない。
- ・入院前から障がい福祉サービス等を利用していた人などは病院の相談員より計画相談員へ相談があり、ニーズ把握となっている。

大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問1-9. 令和6年度の体験の機会・場の実績

- ◆令和6年度の体験の機会・場の実績としては、「入所施設からの地域移行にかかる体験」を行った市町村が4。「精神科病院からの地域移行にかかる体験」を行った市町村が2。「緊急時の受入れに備えた体験」を行った市町村が3。
- ◆強度行動障がいや医療的ケア等の専門的支援体制が必要となる方について、関係機関等が連携して支援体制を整えて緊急時の受入れや地域移行ができた事例として市町村から回答があったのは4。

令和6年度の体験の機会・場の実績（複数回答）

把握方法	市町村数	人数
入所施設からの地域移行にかかる体験	4	13人
精神科病院からの地域移行にかかる体験	2	3人
緊急時の受入れに備えた体験	3	12人
その他	10	19人 または人数不特定
合計		47人

（その他の主な内容）

- ・障害者総合支援法上以外の市の事業では、自宅から自立をするための体験を7人が利用した。
- ・在宅からの自立に向けた利用。
- ・家族同居からの単身生活にかかる体験。
- ・直近の利用を想定しない在宅の方のGHの体験利用。
- ・具体的な実数は把握していない。等

問1-10. 強度行動障がいや医療的ケア等、専門的支援体制が必要となる方について、関係機関等が連携して支援体制を整えて緊急時の受入れや地域移行ができた事例（事例として回答があった市町村数 4）

	関係機関との連携や支援体制を整備した経過
強度行動障がいのある方	・地域移行ができた事例として、相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政等が連携し、GHや生活介護の体験利用を段階的に実施。本人の特性に配慮しながら支援者間で情報共有を行い、PECSを活用したコミュニケーション支援等により強度行動障がいにも対応。GHへの退所が決定した。 ・母子世帯(8050世帯)の母が急死。強度行動障がいのある子(本人)のみで自宅で過ごすことは困難なため、計画相談支援事業所と自宅を緊急訪問。本人の様子を確認・不安軽減を図りながら、短期入所や共同生活援助等の緊急受け入れ先を数十件あたり、共同生活援助で受け入れ可能となった。受け入れにあたって日中の支援、見守りも必要となることから生活介護の事業所と送迎時間等も調整。計画相談支援事業所、共同生活援助と日々連絡を取り合いながら、ご本人の様子や本人意向の確認、安定した生活の実現の支援を行った。等
医療的ケアが必要な方	・「医療的ケア児等支援調整アセスメントチーム」で定期的に会議を開催し、医療的ケアが必要な方についての支援体制の整備等について協議を行った。等

大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問1-11. 市町村独自で取組みを進めるための工夫

機能	工夫
相談	・登録制は実施しないが、相談支援利用の有無によってどの機関が対応するかを示した「地域生活支援拠点等概要」をHPにて公開。 ・登録要件に当てはまっている緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行う。 ・中学校区割で各地域に委託相談を設置し、相談を担っている。 ・緊急時に対応が必要な障がい者に緊急時人員体制事業への事前登録を勧める。
緊急時の受入れ・対応	・短期入所対応の事業所や空床型ショート事業所と定期的に空き情報を共有する。 ・市町村独自で市内障がい者入所支援施設と緊急時の居室確保について委託契約を締結。 ・事業所の受入れ時に補助金を交付している。 ・短期入所・施設入所支援事業所を対象に説明会を開催し、拠点への登録を促したところ2事業所が登録に至った。 ・要支援対象者(世帯含む)の情報を相談支援事業所と障がい福祉サービス事業所が連携し、緊急時に必要な支援、対応できる連携体制を整えるよう努めている。
体験の機会・場	・一人暮らし体験支援事業および施設入所者地域生活移行促進事業等の運用。 ・空き部屋等を利用した宿泊体験（委託事業）、ウィークリーマンション等で単身生活体験（委託事業）を実施。 ・市町村独自で単身生活の体験に係る支援事業を実施。 ・グループホーム移行支援事業による体験の場を提供。 ・近隣市町の新規事業所とのネットワークも拡大をしながら、必要に応じて事業所に依頼し、マッチングできれば継続して利用できるように調整していくよう努めている。
専門的人材の確保・養成等	・相談支援専門員に対する研修および専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーの派遣を行う、障がい者相談支援調整事業の運用。 ・弁護士・司法書士など専門家相談を実施、相談支援事業所の人材育成にかかる研修を実施。 ・ケアマネジャーと相談支援専門員による、高齢障がい者支援に関する合同研修会の企画。 ・重度訪問介護従業者・障がい者ガイドヘルパー（移動支援・同行援護）の養成を促進し、障がい者の外出支援等を充実させるため、研修費用を上限1万円まで助成。 ・グループホームの従事者が重度障がい者の障がい特性の理解や支援方法に関する知識、技術等を身につけるための研修や、利用に課題を抱えている重度障がい者を支援するため事業者が連携して職員の派遣等を行う事業に対しての補助金交付。

大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-1～3. 拠点コーディネーターの配置状況、配置人数、配置先と箇所数、財源について

- ◆拠点コーディネーターについて、令和7年4月1日時点で「配置あり」が13。「配置なし」が29。
「配置なし」のうち、市町村職員がコーディネーターの役割を担っている市町村数は9、今後配置予定が6。
- ◆全て兼務で配置されている。
- ◆主な配置先は、基幹相談支援センターが7と最も多い。

配置状況

コーディネーターの配置状況	市町村数
配置あり（圏域整備における配置含む）	13
配置なし※	29
合計	42

	市町村数
配置していないが、市町村職員が拠点コーディネーターの役割をになっている	9
配置していないが、配置を検討している	6

配置先

配置場所	市町村数
基幹相談支援センター	7
相談支援事業所（委託・指定）	1
相談支援事業所以外の障がい福祉サービス事業所	0
市町村障がい福祉主管課	0
その他	5

配置体制（市町村数）

配置あり 市町村	うち		うち	
	常勤	非常勤	専従	兼務
13	12	1	0	13

（その他の主な内容）
・圏域（6市町村）で1箇所設置。等

拠点コーディネーターを配置するための財源

	市町村数
市町村で確保（市町村単費）	7
地域生活支援拠点等機能強化加算を活用	0
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業を活用	2
その他	4

（その他の主な内容）
・基幹相談支援センター委託料内で実施。等

大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

問2-4～5. 拠点コーディネーターの担っている業務及び効果

- ◆コーディネーターの業務内容は、「緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援」、「緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等」が多くなっている。
- ◆コーディネーターを配置した効果は、「緊急時の受入れ先事業所等との関係が深まり、連携がしやすくなった」が最多。次いで「関係機関との連携に資するための協議において議論が深まり、ネットワークの構築が進んだ」が多い。

拠点コーディネーターが担っている業務内容（複数回答）

基幹相談支援センターや相談支援事業所等との地域の相談支援体制の構築	市町村数
緊急事態の支援が見込めない世帯の事前の把握、登録	5
緊急事態の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制の確保	3
緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援	13
地域の指定障がい福祉サービス事業所や医療機関等との連携体制の構築	市町村数
常時の緊急受入体制の確保	4
緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等	10
障がい者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築	市町村数
障がい者支援施設における、地域移行等意向確認担当者との情報共有	3
精神科病院における、退院後生活環境相談員等との情報共有	2
地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援	5
その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整	4
地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実	市町村数
専門的人材を確保するための研修等	1
関係機関との連携に資するための協議の場の開催	8
その他	1

拠点コーディネーターを配置した効果（複数回答）

	市町村数
緊急時の支援が見込めない障がい者等の情報を集約し、必要なサービスのコーディネートが進んだ	6
緊急時の受入れ先事業所等との関係が深まり、連携がしやすくなった	9
障がい者支援施設や精神科病院と繋がり、地域移行のニーズ把握や調整がスムーズになった	2
関係機関の専門性向上や人材確保等に関する取組みが進んだ	2
関係機関との連携に資するための協議において議論が深まり、ネットワークの構築が進んだ	7
拠点等の運用状況の検証・検討の場における議論が活性化し、検証・検討が進んだ	2
その他	0

（その他の内容）

- ・共同設置している圏域市町村に対する、コーディネーター業務の課題の提案等。

問2-6. 拠点コーディネーターの業務内容についての課題

◆拠点コーディネーターの業務内容についての課題は多岐に渡り、下記にある拠点コーディネーターを配置していない市町村の課題と同様、コーディネーターを担う人材確保の課題や、コーディネーターの役割のわかりにくさを示す回答があった。

- ・現状1人で担っているため、人材確保や人材育成が必要。
- ・基幹相談支援センター業務と兼務で行っているが、地域生活支援拠点等コーディネート業務に割ける時間が少ない。地域生活支援拠点等機能強化加算は地域の体制づくりが難しい上、相談支援専門員の人員が足りていない現状であるため。地域生活支援拠点に「専ら」従事をするという職員を配置することが難しい。
- ・利用者の登録者が少ないため、拠点コーディネーターとしての活躍が少ないこと。
- ・多岐に渡る制度理解や数多くある社会資源の有効活用が求められるため、コーディネーターに係る負担が大きい。
- ・業務の範囲が不明瞭。受け入れ先へ常時連絡を取っているわけではないため、最新情報についての社会資源把握については課題あり。圏域整備のため、障がい者情報の登録については整備が進んでいない。
- ・地域の社会資源の不足、コーディネーターを担える人材が不足、コーディネーターと相談支援事業とのすみ分けが難しい。

問2-7. 拠点コーディネーターを配置していない理由または配置にあたっての課題

◆配置していない理由は、「コーディネーターを担える人材がいない」が最も多く、次いで「予算の確保が困難」が多い。

配置していない理由、または配置にあたっての課題（複数回答可）

配置していない理由または課題	市町村数
コーディネーター配置を検討中	7
予算の確保が困難	14
コーディネーターを担える人材がいない	15
コーディネーターの役割がわかりにくい	11
基幹相談支援センターがコーディネーターの役割を担っている	11
コーディネーターを配置しなくても拠点は機能はしている	5
その他	3

（その他の主な内容）

- ・相談支援事業所への委託を想定しているが、具体的な検討に至っていない。
- ・基幹相談支援センターと拠点コーディネーターの役割の整理。等

問3-1～3. 地域支援拠点等の運用状況の検証・検討について

- ◆令和7年度に整備済41市町村のうち、運用状況の検証・検討を実施しているのは35。
- ◆運用状況の検証・検討の実施回数は、1回実施しているのが24、2回以上実施しているのが合計11。
- ◆実施方法について、「地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き」をもとに実施、また有識者等の参加者の知見による評価をもとに検証・検討を実施している市町村がそれぞれ8。

運用状況の検証・検討の実施状況

実施状況	市町村数
実施している	35
実施していない	7
合計	42

（実施していない理由、または実施にあたっての課題）

- ・拠点の活用ができておらず、活用方法が決まっていないことが課題である。
- ・地域生活支援拠点等の需要が少ないため、検証・検討する事例がない。
- ・評価の手法を検討中。
- ・検証・検討を行う協議の場がない。等

実施方法

実施方法	市町村数
「地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き」をもとに実施	8
独自に設定した評価シートや評価方法等をもとに実施	4
有識者等の参加者の知見による評価をもとに検証・検討を実施	8
その他	15

（その他の主な内容）

- ・プロジェクトチーム等の中で取組等の意見や評価を受けている。
- ・機能ごとの現状等について事務局（委託相談支援事業所）と検証・検討を行う。
- ・委託相談支援事業所代表、自立支援協議会の支援部会の部会長、市等で検証・検討を行う。
- ・自立支援協議会の相談支援部会、施策推進協議会で意見交換を行う。
- ・参画市町村による現状の把握及び今後の運用について協議。等

運用状況の検証・検討の実施回数

実施回数	市町村数
6回以上	3
4～5回	1
2～3回	7
1回	24
合計	35

問3-4. 運用状況を検証・検討した結果抽出された課題及びその課題に対する取組みと効果（主なものを抜粋）

	抽出された課題	課題に対する取組み	効果
相談	①緊急時の支援が見込めない世帯を事前に支援者間で共有する。 ②基幹相談支援センター、委託相談、特定相談支援事業所の緊急時の相談対応時の役割の整理。 ③府民への周知啓発。	①支援者間で共有するツールとして、「緊急時に希望する対応はどのようなことなのか」「主介護者以外の緊急時に対応できる連絡先はどこか」「主介護者が長期不在になった時に生活の場はどこか」などを聞き取る「もしもの時の確認シート」を作成。相談支援専門員に対して、モニタリング時やサービス担当者会議で使用していただくように周知した。 ②緊急時に対応する24時間支援体制の構築。 ③リーフレット作成。	①サービス担当者会議で相談支援専門員が主となり、「もしも」の緊急時に支援者として、何ができるのかを話をするきっかけになったという効果があった。 ②現状の体制にて随時対応している。 ③周知啓発活動が容易に貢献。
緊急時の受入れ・対応	①医療的ケア等受け入れができない場合の対応策の検討。 ②R6年度までは事前登録が必要で、18歳以上で障害支援区分3以上の利用条件があった。 ③短期入所ではなく、在宅でも過ごせるような体制づくり。	①市内高齢者入所施設2施設に居室確保の協力を依頼。 ②利用者の事前登録を不要とし、利用条件も撤廃した。 ③居宅介護事業所に対して、医療的ケアや行動障がいがある人の受入れが可能かどうかということや、緊急時当日にヘルパーの派遣が可能かどうかを把握するためのアンケートを行った。	①現状の体制にて随時対応している。 ②利用者の利便性の向上。 ③対応できる枠があれば対応する、と回答があった一方で、ヘルパーの人手不足と回答する事業所が多くあり、緊急時当日に派遣する難しさを感じた。
体験の機会・場	①単身生活体験の場がない。 ②利用実績がない。 ③本市の体験事業の利用が少ない。	①単身生活体験事業を創設。 ②親元やGHからの自立希望者も対象とした。 ③好事例の共有、入所施設への働きかけ。	①単身生活者の増加に貢献。 ②令和6年度に初の利用者が出た。 ③促進事業について利用に結び付いた。
専門的人材の確保・養成等	①地域の人材育成に向けた取組。行動障がい有する人への専門的な支援体制の構築と人材の確保・養成。 ②重度障がい者の援護を行える事業所、人材が不足している。 ③拠点整備に携わる人が少ない。	①強度行動障がい支援体制整備事業を開始し、強度行動障がい支援部会を設置。 ②強度行動障がいの支援にかかる研修受講費用および研修受講にかかる人員補填費用についての補助事業を実施予定。 ③相談支援部会やGH連絡会などの事業所職員に拠点整備の話をするなど、担い手確保策を模索している。	①職員視点から利用者視点へと職員の意識に変化が見られ始めた。 ②本年度中に事業を開始。その後、効果の検証を行う予定。 ③改めて拠点についての知識を深めてもらった。

問3-5. 運用状況の検証・検討の公表状況及び公表の場について

- ◆運用状況の検証・検討を行った市町村34のうち、検証・検討結果について公表を行ったのは12。
- ◆そのうち、公表内容についてホームページ等で公表しているのは6。
- ◆検証・検討結果を公表していない理由としては、検証・検討を行っている自立支援協議会が非公表であるため等の回答があった。

検証・検討結果の公表

公表の有無	市町村数
公表している	12
公表していない	23
合計	35

(公表していない理由)

- ・地域自立支援協議会において検証等を行っているが、地域自立支援協議会が公表できていないため。
- ・自立支援協議会本会議の議事録公表を進めている段階で、公表まで至っていないため。
- ・自立支援協議会が非公表。
- ・自立支援協議会での検討内容を報告するホームページ等が整備できていないため。
- ・現段階では意見交換を中心とした会議のため、公表するまでには至っていない。
- ・評価の手法及び公表の方法について検討中。

検証・検討結果の公表の場

公表の場	市町村数
市町村のホームページ	6
自立支援協議会で公表	6
合計	12

5-①. 大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループにおける検討

○令和7年7月25日

大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 開催

○地域生活支援拠点等の充実・強化について、現在の取組み報告及び施策の方向性（案）について検討

○委員からの意見

- ・地域生活支援拠点等が地域の事業所や市民にどれだけ知られているのかという点が気になる。
- ・周知啓発や予防的な視点も含めた活用方法を共有して他市町村が参考にできるようにしていけたらいい。
- ・大阪府内で、まずは整備するということで一定の前進が見られた。今後はどういうふうに運用していくか、周知していくかというところに力点を置いて、地域生活支援拠点等の充実・強化を進めてほしい。

□ 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループ 委員名簿（敬称略）令和7年7月3日現在

氏名	職名
北村 友隆	一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 副会長・相談支援部会長
齋藤 隆晃	堺市 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 課長補佐
谷岡 義雄	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 みずほおおぞら 副施設長
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部 教授
原田 康裕	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 ホームズい～な・ホームズみのお 所長
宮崎 充弘	特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会 代表理事
向井 克彦	社会福祉法人泉ヶ丘福祉会 障がい者支援施設泉ヶ丘療護園 園長

5-②. 大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 基盤整備促進ワーキンググループにおける検討

○施策の方向性

＜第7期大阪府障がい福祉計画 目標（令和8年度末）＞

➤地域生活支援拠点等の機能の充実

- ・各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
- ・年1回以上運用状況を検証・検討

（活動指標）

地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定。

＜令和7年度の実施＞

➤市町村への働きかけ

- ・地域生活支援拠点等の市町村意見交換会を実施（令和7年9月）

内容：地域生活支援拠点等に係る取組み発表、意見交換（グループワーク）

テーマ(案)：各機能の整備状況、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討、等

- ・運用状況の検証・検討の推進・強化

検証・検討状況の見える化（市町村ホームページにおける公表）

6. 運用状況の検証・検討状況の見える化（大阪府ホームページで公表）

【現行】

令和6年度の運用状況の検証・検討の実施及び公表状況

市町村における地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討については、国の基本指針において、第6期障がい福祉計画（計画期間：令和3年度から令和5年度）では、「年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」、第7期障がい福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度）では、「年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。」こととされています。

大阪府内の地域生活支援拠点等の整備済みのすべての市町村において、第7期障がい福祉計画に運用状況の検証・検討を位置づけています。

市町村名	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	池田市	吹田市	泉大津市	高槻市	貝塚市	守口市
実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施	-	実施	実施	実施
公表状況	市ホーム ページ (外部サ イト)	市ホーム ページ (外部サ イト)	自立 支援 協議 会内	自立 支援 協議 会等 (外部 サイ ト)	-	自立 支援 協議 会全 体会	-	自立支援 協議会全 体会議	-	-



【今後の予定】

○大阪府ホームページに地域生活支援拠点等に関するポータルサイトを作成

➡統一のフォーマットで市町村ごとの整備状況等を掲載

（担当部署、整備状況、運用状況の検証・検討状況、取組内容、等）

7. 大阪府における地域生活推進の取組み

◆施設入所の待機者に関する実態調査について

実施概要（R6年度）

- ◆対象：府内市町村
- ◆調査時点：令和5年度末 ◆実施時期：令和6年8月
- ◆調査項目：待機者数、本人及び家族等の状態像、地域生活継続の可能性の検討の有無、施設入所後の地域生活への説明や意向確認の有無、待機者に関する協議の場

<参考>

令和7年度は、調査項目を一部見直し、府内全市町村で実施。
（※令和7年8月に発出。）

➤令和6年度からの主な変更点

- ・待機者でなくなった人についての理由ごとの人数記入欄を追加
- ・入所希望時期についての項目を追加 等

待機者実態調査結果概要（R6年度）

- ・R5年度末時点の待機者総数は1,233人。
- ・待機者1,233人のうち、地域生活継続の可能性の検討をしていないのは498人。
地域生活継続の可能性を検討した727人のうち、98人が地域生活の継続に向けて調整中、216人が施設入所と地域生活の継続を併せて調整中。
- ・市町村において、待機者についての協議の場がないと回答したのは30市町村。
（R5年度調査以降、新たに3市が設置、2市が設置予定）
- ・本人への退所後の地域移行の説明及び地域移行の意向確認をしたのは284人。家族への退所後の地域移行の説明及び地域移行の意向確認をしたのは330人。

課題の解決に向けて

- ◆地域生活推進に向けた認識の形成と共有
- ◆支援者間の連携を通じた一体的な支援体制の整備

市町村への働きかけ	施設等への働きかけ	地域の社会資源の整備
・地域生活継続の検討や本人への意向確認の徹底による入所の必要性の精査 ・自立支援協議会等を活用した待機者に関する検討	・入所者への地域移行の動機づけ支援及び意向確認の徹底 ・一定の高度かつ集中的な支援による施設入退所の循環 ・施設や地域の事業所間の連携による支援ネットワークの構築	・重度障がい者に対応できるグループホーム等の整備 ・地域の支援者の支援力の向上

障がい者が地域で安心して生活するための市町村及び事業所等への支援の強化



◆令和7年度主要事業【知事重点】

【事業目的】

障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画である「第5次大阪府障がい者計画」（計画期間：令和3～8年度）の中間見直しにおいて、新たに盛り込んだ「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、施設入所の待機者に関する実態調査の結果も踏まえ、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図る事業を実施。

【事業内容】

市町村における
相談支援
体制の
充実・強
化

◆【継続】地域生活促進アセスメント事業（予算額：966千円）

自宅やグループホームで生活している施設入所希望者が地域で暮らし続ける可能性を探るための支援マニュアルや、施設入所者の地域生活への移行を促進するための相談支援ツール等を作成し、府内市町村や民間事業者へ普及を図る。

（R6実績）ケアマネジメント推進部会においてワーキンググループを設置し、地域生活を継続するためのアセスメントシートや、強度行動障がいの方を地域で支援するためのアセスメントシートなどを盛り込んだ「地域生活促進アセスメントマニュアル案」を作成した。

（R7予定）府内8市町において、「地域生活促進アセスメントマニュアル案」をモデル実施。その結果を踏まえ、マニュアル最終版を作成する予定。

◆【継続】大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業（予算額：526千円）

強度行動障がい者への専門的な支援力を向上するため、府内の事業所に府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを普及。

（R6実績）府内3事業所に「大阪府版強度行動障がい専門支援モデル（いぶきモデル）」を使ったコンサルを行い、細やかな配慮を要する強度行動障がい者の支援方法を普及した。

（R7予定）R6とは別の3事業所へ同様のコンサルを実施し、引き続き民間事業者の支援力向上に努める。

◆【継続】地域生活推進事業費補助金（予算額：10,111千円）

地域生活推進の機運上昇及び取り組みの横展開と底上げを図るため、地域生活推進に向けた本人・家族・事業所等の意識醸成を図る普及啓発や施設及びグループホーム等の連携を通じた地域生活推進の実践を行う法人等による取組みに必要な経費を助成。

（R6実績）令和6年度補助対象事業者において、事業所への調査や障がい者の地域生活を映像化した動画作成、研修会等による普及啓発事業を実施。また、地域移行に向けた段階ごとのアプローチ（協議、GH体験、付き添い支援等）を実践するモデル事業を実施した。

（R7予定）令和6年度の内容を踏まえ、本人・家族等への地域生活体験等による地域生活推進への取組みや、段階的アプローチによる地域移行の実践モデルの実施及び事業者が連携して地域生活を支える体制構築を図るための事業を公募する。

◆【継続】重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（予算額：25,200千円）

重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム及び短期入所事業所を拡充するため、事業者に対し、受入れに必要な環境整備に係る費用を助成。

（R6実績）障がい特性に応じた居室及び共用部分の改修に係る工事費等への補助を実施した。

協議申請件数：17件 交付決定件数：14件（グループホーム6件、短期入所事業所8件）

（R7予定）R6予算（21,600千円）を拡充し、重度障がい者を受け入れるグループホーム及び短期入所事業所を支援する。

地域の事業所等における
ハード・ソフトの基盤整備

8. 令和7年入所施設利用者への意向調査結果の概要について（令和7年6月30日現在）

実施内容

- ◆対象：府内障がい者支援施設入所者及び事業者
- ◆調査基準日：令和7年2月1日
- ◆調査期間：令和7年2月5日～令和7年3月21日
- ◆調査方法：障がい者支援施設へ調査票をデータで送付。施設が本人から得た回答内容を集約して提出。
- ◆調査項目：1. 入所者に関する質問（①他府県からの入所者を含む。（2）（3）は府内市町村が援護の実施者である場合のみ対象。）
 （1）基本情報 （2）本人への質問（暮らしたい場所等） （3）支援者への質問（本人の地域生活移行は可能か等）
 2. 事業所の基本情報や地域生活移行の課題等に関する質問

1（1）基本情報

- ◆府内障がい者支援施設85事業所のうち81事業所から回答があり(回収率95.3%)、回答のあった入所者数は3,834人。
- ◆回答のあった入所者数3,834人のうち、年代は**50代が最も多く、1,398人(36.5%)**。障がい支援区分は**区分6が最も多く、2,590人(67.6%)**。
- ◆通算の入所期間は**20～30年未満が最も多く、1,100人(28.7%)**。
- ◆障がい種別の延べ人数では、**知的障がい3,221人(84.0%)**、**身体障がい1,692人(44.1%)**。（身体障がいと知的障がいの重複が1,113人）

1（2）本人への質問（※援護の実施者が府内市町村である回答のあった入所者数3,736人）

- ◆援護の実施者が府内市町村の3,736人のうち、暮らしたい場所の項目で「**いずれは、今の施設とは違うところで暮らしたい**」と回答したのは**490人(13.1%)**。
- ◆「引き続き、今の施設で暮らしたい」と回答した994人の理由では「**今の施設の暮らしが安心できるから**」との回答が**最も多く、676人(68.0%)**。

1（3）事業所職員（支援者）への質問

- ◆地域生活移行についての判断に関する回答では、「**可能**」が**872人(23.3%)**、「**難しい**」が**2,864人(76.7%)**。
- ◆「地域生活移行が可能」と判断された872人が入所している理由は「**家族が入所を望んでいる**」が**最も多く、464人(53.2%)**。「どのような支援等があれば地域生活移行がより進むか」については、「**体験の機会及び場**」が**最も多く526人(60.3%)**、次いで「**家族への働きかけ**」が**499人(57.2%)**。
- ◆「地域生活移行が難しい」と判断された2,864人の理由では「**本人に必要な専門性の高い支援が受けられる見込みがない**」が**最も多く、2,117人(73.9%)**。「どのような支援や環境があれば地域生活が可能となるか」は、「**本人の障がい特性に応じた設備が整う事業所(住まいの場も含む)がある**」が**最も多く、2,290人(80.0%)**。

2 事業所（管理者）への質問

- ◆地域生活移行に関して課題に感じていることについては、「**入所者の重度化、高齢化**」が**最も多く、69事業所(85.2%)**。
- ◆「利用者の地域生活移行への取組みとして有効と思われるもの」については、「**地域移行の受け入れ先となるグループホームや通所サービス事業所等の専門的支援力の向上**」が**最も多く、70事業所(86.4%)**。次いで「**施設入所者の家族に対しての地域移行についての意識啓発**」が多く、**58事業所(71.6%)**。